

八王子市立小・中・義務教育学校特別支援学級使用教科用図
書採択要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、八王子市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）のうち、学校教育法附則第9条の規定する教科書（以下「一般図書」という。）の採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(採択の原則)

第2条 特別支援学級において使用する教科書については、文部科学省検定済教科書（以下「検定済教科書」という。）の当該学年用を使用することを原則とする。ただし、児童・生徒の特性を踏まえ、これを使用することが適当でないときには、検定済教科書の下学年用を使用することができる。また、検定済教科書の当該学年用又は下学年用を使用することが適当でないときは、文部科学省著作教科書（以下「著作教科書」という。）の当該学年用を使用することができる。ただし、これを使用することが適当でない場合は、著作教科書の下学年用を使用することができる。さらに、検定済教科書又は著作教科書（下学年を含む）を使用することが適当でない場合は、児童・生徒が使用する教科書として適切であるか十分に検討・協議した上で、一般図書を採択することができる。

(採択の権限)

第3条 教科書を採択する権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、教育委員会に属する。

(採択の時期)

第4条 教科書の採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条の定めるところによる。

(採択の方法)

- 第5条 教科書の採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づく東京都教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。
- 2 教科書の採択にあたっては、従来の研究の成果や教員及び保護者等の意見を反映させ、公正かつ適正な採択を実施するものとする。
 - 3 教育委員会は、教科用図書選定資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）を置き、資料作成委員会の報告を参考にしながら、採択する。

(教科書の調査・研究の観点)

第6条 教科書の調査・研究は、東京都教科用図書選定審議会の答申等を踏まえ、次の事項を中心に行う。

(1) 内容

(2) 構成上の工夫

(3) 児童・生徒の特性を踏まえた必要性等

(教科書の市民への周知)

第7条 教育委員会は、教科書を広く市民の閲覧に供するため、閲覧場所、時間等の周知に努める。

(庶務)

第8条 教科書採択に関する庶務は、学校教育部教育指導課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。